

# 2

## 地域産業資源活用事業

地域の強みとなりうる農林水産物や鉱工業品、生産技術、観光資源の地域産業資源を活用して、新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

### 対象・要件

中小企業者が地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源等）を活用した事業計画を策定し、その内容について国から認定を受けたもの

#### 【1. 基本的な考え方】

地域産業資源活用事業は、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を有効に活用して、中小企業者が自らの商品や役務を特徴づけ、それらを新たな需要開拓につなげていく事業であること

#### 【2. 地域産業資源とは】

全国47都道府県で指定される以下のもの

- ・地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品
- ・地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術
- ・文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

※ 下記のサイトで各都道府県が公表している地域産業資源を確認できます。

☆J-Net21 中小企業ビジネス応援サイト

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>



#### 【3. 地域産業資源活用事業計画とは】

- ・中小企業者が、地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源等）を活用した事業であること
- ・新商品や新サービスに新規性があり、従来品との差別化が図られていること
- ・域外への新たな需要が相当程度（5年間で総売上高の5%以上）の開拓が見込まれること

#### 【4. 計画期間】 3年以上5年以内

#### 【5. 活用できる中小企業とは】

中小企業者は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の製造業ほか、同1億円又は100人以下の卸売業、同5千万円以下又は50人以下の小売業、同5千万円以下又は100人以下のサービス業の他、各種事業組合が含まれます。